

令和7年度 大津市立瀬田南小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、瀬田南小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、瀬田南小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・	P 2
	（1） いじめの未然防止	
	（2） いじめの早期発見	
	（3） いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・	P 9
	（1） 役割	
	（2） 構成員	
	（3） 関係する校内委員会等との連携	
	（4） いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・	P 11
	（1） 基本方針、年間計画の見直し	
	（2） 基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・	P 12
5	その他（資料等）・・・・・・・・・・	P 13

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	いじめ防止啓発月間（6月、10月）を中心に、児童会活動の中で子ども主体のいじめ対策に関する取組を実施します。子どもたち自身の言葉や行動でいじめ防止に向けた取組を考え、実行することを通じ、子どもたちのいじめ問題に関する意識を高め、未然防止につなげます。

b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	児童会活動を通して、子どもたち自身からいじめ防止に向けた取組目標を設定する機会が提案されるよう支援します。学校全体の目標だけでなく、学級・個人等の目標についても積極的に設定することで、子どもたちが自身の問題としていじめの防止について考えられるよう支援します。
---	----------------------------	---

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	学校行事や学校生活の全体を通して、子どもたち自身がどのようなことがいじめにあたるのかを理解するとともに、いじめはどのような理由があっても決して許されないことを理解できるような教育を実施します。さらに、もし自分がいじめにあったときや、いじめを見たときにどのような行動がとれるのかなど、子どものいじめに対する解決力を育みます。
b	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	インターネット上のいじめ防止のために、専門家などを講師に招いた授業や情報モラル教育を実施します。さらに、子どもたちがインターネットにアクセスする機会が多いのは家庭であることから、積極的に保護者にも授業を参観する機会を設け、家庭の情報モラルの向上についても啓発します。
c	相談することの大切さに関する啓発	相談窓口、広報啓発品などを配付するときや日々の教育活動の中で、悩みを持つことは決して悪いことではないことを伝えていきます。また、悩みがあるときには、人に話したり聴いてもらったりすることの大切さを伝え、学校の教職員や保護者、地域の方などの身近な大人、相談窓口等、自分が一番相談しやすい方法での相談を促します。
d	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	特別の教科である「道徳」を要として、友だちとのつながりを感じられる取り組みや心の耕しとなる学習を行い、子どもたちがいじめをしない態度や能力を身につけられるよう実践していきます。また、学校と家庭、地域社会が一体となり道徳教育を進めるために、道徳の時間の授業参観を実施します。
e	自他ともに認め合う人権教育の推進	人権の大切さについて啓発する校内人権週間を設定し、全校で人権に関する作文や標語、ポスターなどを制作し、校内での掲示や放送を通じて発表を行います。さらに、子どもたち一人一人が人権の意義・内容や重要性に

		ついて理解し、自分のことも人のことも大切にできる心を育むため、また、性別や国籍、障害者、性的少数者、宗教、出自等、具体的な人権課題について正しく理解、認識できるよう、人権を尊重する態度と実践力を養うための人権教育を実施します。
f	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	いじめ加害の背景には勉強や人間関係等のストレスが関わっていることもあります。そのことを踏まえ、子どもの主体性や個別最適な学び、協働的な学びを大切にしながら分かりやすい授業づくりを進めます。さらに、日々の授業や教育活動全体を通じ、一人一人の子どもの存在や意見が尊重される学級・集団づくりを進め、子どもの自己肯定感・自己有用感を育みます。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	「1年生を迎える会」「6年生を送る会」では、歓迎や感謝の気持ちを伝えるよさを子どもたちが感じられるようにします。また、毎学期のたてわり活動や5・5交流など異学年の場を大切にしていき、高学年の子どものリーダーシップや自己有用感の獲得を目指すとともに、お互いを思いやる心を育てます。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れを明記するとともに、具体的取組について、どのように実施するかという取組目標を記載します。また、年度終了時には、その年度の取組状況について自己評価を行い、その結果等を踏まえ、次年度の学校いじめ防止基本方針をよりよいものとしてできるように見直しを行います。自己評価にあたっては、保護者や地域関係者等を含めた拡大いじめ対策委員会の開催や、学校評価アンケート等を通じ、学校関係者や保護者等から学校のいじめ対策に対する意見を聞いた上で、評価を行います。
b	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	保護者・地域の方に対し、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を周知することを通じ、保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、情報提供していただける関係づくりに努めます。特に保護者にとっては、子どもが悩みを相談する際の主要な相談先であることから、重点的に呼びかけを行います。

c	いじめ対策に関する校内研修の実施	年度当初に全教職員にいじめ対策の研修を実施し、いじめの基本的な考え方や学校におけるいじめ事案への対応の流れ、その年度に具体的にどのように実施するかという取組目標や年間計画について共通理解を図ります。さらに、毎年度、いじめをはじめとした子ども支援に関する知識やスキルの向上を目的とした研修を実施します。
d	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	個々の教職員がいじめ事案等に関する情報を抱え込むことがないように、普段から子ども支援コーディネーターを中心に組織的な対応を行います。また、いじめ対策委員会の開催や定例の生徒指導部会などの機会を活用するとともに、日頃から意識して校内事案の情報共有化を図っていきます。聴き取り、家庭訪問などは原則複数で行い、情報を正確に集約できる体制を整えます。

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
水泳学習の前には、生命の安全教育の中でプライベートゾーンに関わる学習を行います。
地域諸団体が主催する地域での研修や作品展において、児童がいのちや人権を大切にしたい取り組みについて発表します。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高める必要があります。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気

づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	いじめ等の子どもの悩みを早期に発見することを目的に、学期に1回教育相談アンケートを行います。アンケート調査結果は担任だけでなく必ず複数の教員で確認し、少しでも気になる点があった場合は、子どもへの聴き取りなどを通じて、悩みや内面の変化、兆候を早期に把握し適切な支援につなげます。
b	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	子どもの抱える悩みを早期に把握するため、教育相談を学期に1回程度設けます。実施にあたっては、子どもが希望する場合は担任以外の教職員への相談も可能とするなど子どもが相談しやすい環境でできるよう、学校の実情や発達段階に応じて工夫します。また、日頃から学校生活を見守る中で、気になる子どもを発見した場合は、個別に担任から声をかけ、悩みや不安の早期発見に努めます。
c	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	校長や教頭、生徒指導、教育相談、子ども支援コーディネーターを中心に、教職員が随時校内を巡回するなど、校内や登下校時の見守り活動を実施します。特に、いじめの発生の多い休み時間や掃除の時間等は、子どもの些細なサインを見逃すことのないよう、子どもの見守りを行います。
d	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	定例の参観や懇談会の機会だけでなく、家庭訪問や電話連絡を行い学校生活で頑張っていることやよい行いなども含めた子どもの様子を日頃から伝えるなど、保護者とのコミュニケーションを充実させることで、学校と家庭が連携して子どもを支援できる関係性を構築します。また、保護者から寄せられた子どもに関する情報は、学年や対策委員会で協議しいじめの早期発見に努めます。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	教職員がいじめの疑いを把握した場合は、必ず子ども支援コーディネーターや校長・教頭に報告します。いじめの疑いの段階で情報を子ども支援コーディネーターなどが集約することを徹底し、各教職員がいじめに関する情報を抱え込んでしまうことを防ぎ、早期に組織的かつ適切な支援につなぎます。さらに、子ども支援コーディネーターは、いじめはもとより、不登校、ヤングケアラー、虐待など、子どもが抱える様々な課題に関する情報を集約し、学校全体での組織的な対応や重層的な支援につなげます。
b	いじめの疑いの段階での翌授業日中の教育委員会への速報	把握したいじめの疑い事案については「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に情報共有・対応方針の検討を行った上で、翌授業日中に教育委員会に事案概要を報告します。
c	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	子どもたちの交流や教職員の合同研修などの保幼小中の連携活動を行い、情報共有を図ります。特に、次年度入学する子どもに関する情報共有については、連絡会を開催し、保幼から小へ、小から中へ校園が持つ情報を適切に引き継ぎ、必要な支援を継続的に行えるようにします。進級時には、前学年から次の学年に対し引継ぎを適切に行うことで切れ目なく支援ができる体制を整えます。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
9月には「いじめに特化したアンケート」を全学級で実施します。
地域主体の「南っ子見守り隊」と連携して休み時間の見守りの強化を図ります。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめへの組織的かつ適切な対応

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	「いじめ対策委員会」では、情報共有の場だけにとどまることなく、関係児童への聴き取り計画や指導内容、今後の方針など、具体的に協議し、関係教員が同じ方向で話ができるようにしていきます。学校だけの対応が困難な場合は、教育委員会と連携し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士などの外部専門家とともに協議し専門的見地からの助言も得て、事案の解決を図ります。
b	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	正確な情報収集に努め、関係児童の今後の学校生活が安定、安心できるような指導を心がけていきます。被害の子どもを守ること、加害の児童には自らの非に気づかせ今後どのようにすればよいかを考えることができるよう指導していきます。また、加害行為を行ってしまった背景を探り、改善に向けた支援を行います。
c	インターネット上のいじめへの対応	インターネット上のいじめを把握した場合は、インターネット上のいじめに関する対応マニュアルを活用し、保護者監督の下、書き込みの削除依頼を行う等、適切に対

		応にあたります。さらに保護者には、関係児童と共に再度インターネット使用のルールを家庭で決めてもらうなど、再発防止に向けた話し合い、指導を行います。
d	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	重大な事案が発生した際は、被害・加害の子ども、その保護者、他の在籍する子ども、教職員等に対するアンケート調査や聴き取り調査等を実施し、事実関係の把握に努めます。調査にあたっては、被害の子どもやいじめに係る情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先に対応を行います。
e	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	必要な情報を適切に提供し、説明責任を果たせるようにするため、いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（5年保存）を徹底します。
f	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	いじめ事案について子どもへの支援・指導を行った場合は、速やかに保護者に連絡し、事実確認できたことや指導方針、今後の支援等について情報共有することで、家庭と学校が連携して子どもへの支援・指導を行います。

② その他（学校独自の取組）

取組目標
いじめ事案が一定の解決を図られた後も、継続的に見守り、その後の状況について確認をしていきます。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

（1）役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う

ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う

ケ) P D C Aサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事（主任）、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

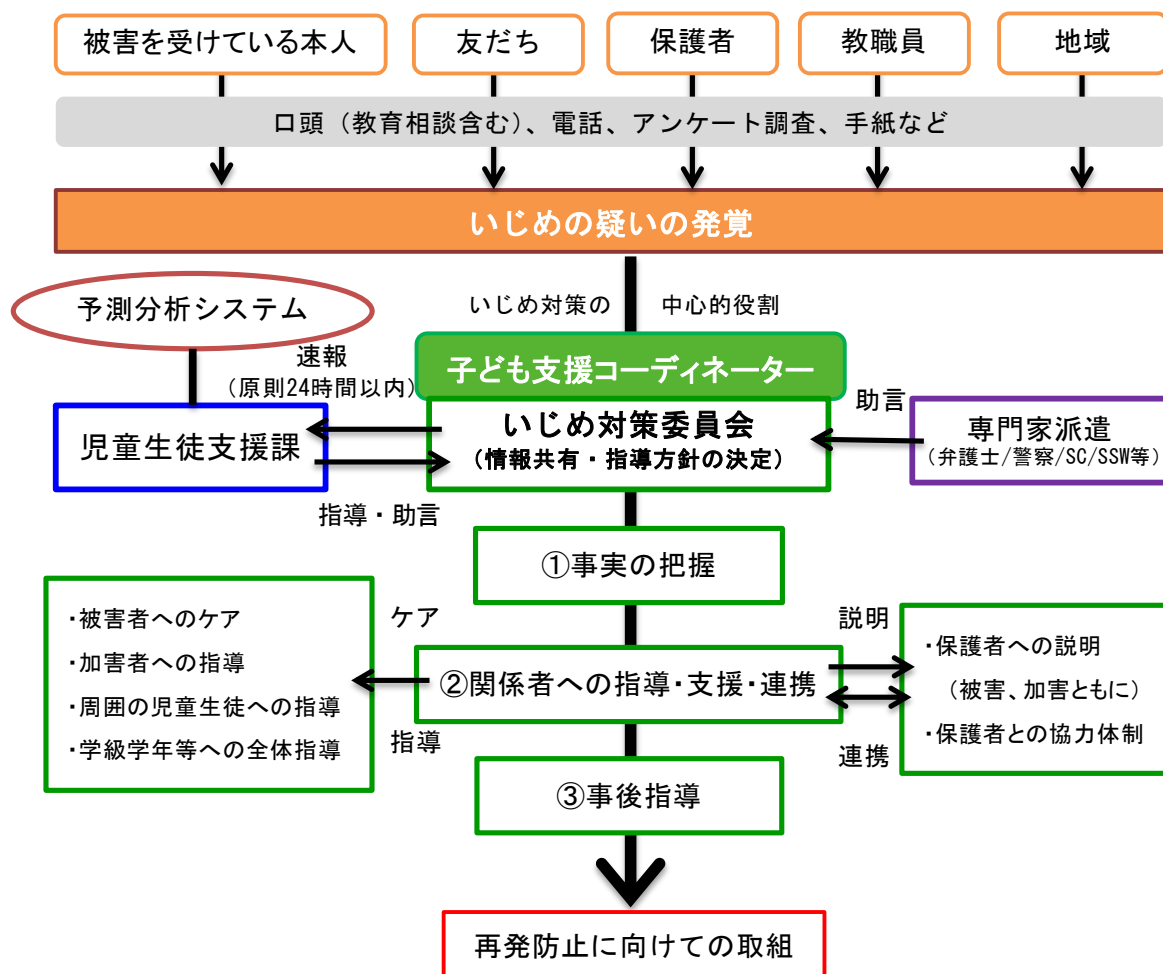
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況及び評価については、学校運営協議会において協議の場をもつこととします。(拡大いじめ対策委員会)

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA本部役員、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校運営協議会委員とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議<児童生徒理解> (①・②・③) 児童宅の所在確認 (①・③・④) 個別懇談会 (④) アンケート (生活) (②・③・④)	
5	アンケート (教育相談) (②・③・④) 生命の安全学習 (①・②・④) 学校運営協議会 (④) 小中連絡会 (①・④)	
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) 教育相談 (②・③) 保幼小連絡会 (①・④) ネット上のいじめ防止啓発学習 (①・②・④)	
7	アンケート (生活) (②・③・④) クラスマネジメントシート (希望制) (②・③・④) 学級懇談会 (④)	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	
9	アンケート (いじめ防止) (①・②・③)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) アンケート (教育相談) (②・③・④) 弁護士によるいじめ防止学習 (①・②・④)	
11	教育相談月間 (②・③) 人権月間 (①・④) 生活行動学習・道徳科授業 (①) 学校運営協議会 (④)	
12	アンケート (生活) クラスマネジメントシート (希望制) (②・③・④) 個別懇談会 (④)	
1	アンケート (教育相談) (②・③)	
2	教育相談月間 (②・③) 学級懇談会 (④) 保幼小連絡会・小中連絡会 (①・④)	
3	学校運営協議会 (④)	
年間を通じて	朝のあいさつ運動、下駄箱チェック (①・②) 校内の巡回 (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他（資料等）

学校アンケート

これはあなたの学校生活をよりよくするためのものです。
最近のことを思い出して正直に書いてください。

年 組 番 名前

- 学校に来るのは楽しいですか。 はい まあまあ いいえ
- 学校の勉強はよくわかりますか。 はい まあまあ いいえ
- 仲良しの友だちはいますか。 はい いいえ
- 今、困っていることはありませんか。 いいえ はい
- それはどんなことですか。（複数○をつけてもよい。）
 - ① 友だちのこと
 - ② 勉強のこと
 - ③ クラスのこと
 - ④ からのこと
 - ⑤ 家族や兄弟姉妹のこと
 - ⑥ その他
- 困ったことを相談できる人はいませんか。 はい いいえ
- それはだれですか。（複数○つけてもよい。）
 - ① おうちの人
 - ② 友だち
 - ③ 先生
 - ④ 兄弟姉妹
 - ⑤ 他校の人
 - ⑥ その他
- 周りに困っている友だちはいますか。 いはい いる
- 自分が困っていることや友だちが困っていることがあれば書いてください。

学校アンケート

さいきんのことを思い出して、しょうじきに
こたえてください。

ねん ぐみ ばん けいめい

- がっこうにくるのはだのしいですか。 はい まあまあ いいえ
- べんぎょうは好きですか。 はい まあまあ いいえ
- なかのいいともだちはいますか。 はい いいえ
- いま、こまっていることはありませんか。 いいえ はい
- それはどんなことですか。（いくつ○をつけてもよいです。①ともだちのこと
 - ② べんぎょうのこと
 - ③ クラスのこと
 - ④ からのこと
 - ⑤ 家族や兄弟姉妹のこと
 - ⑥ その他
- こまったことをせつだんできくひとはいませんか。 はい いいえ
- それはだれですか。（いくつ○つけてもよいです。）
 - ① おうちの人
 - ② 友だち
 - ③ せんせい
 - ④ べんぎょうだいしめい
 - ⑤ ちがいのひと
 - ⑥ その他
- こまっていることがあれば書いてください。（「え」であらわしてもいいですよ。）

南っ子アンケート（困ったこと編）

年 組 番 名前

今の学年になって、あなたが困ったことについて書いてください。

1 下のようなことをされて、「なんだなあ」「困ったなあ」と思ったことはありましたか。あてはまる所に○をしてください。

① からかわれたり、悪口や嫌な事を言われたりした。	あった（ ☐ 今もある ・ ☐ 今はない） ・ なかった
② 仲間はずれや無視をされた。	あった（ ☐ 今もある ・ ☐ 今はない） ・ なかった
③ がつかられたり叩かれたり、罵られたりした。	あった（ ☐ 今もある ・ ☐ 今はない） ・ なかった
④ お金や物をとられた。	あった（ ☐ 今もある ・ ☐ 今はない） ・ なかった
⑤ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたりした。	あった（ ☐ 今もある ・ ☐ 今はない） ・ なかった
⑥ 嫌な事や危険なことをされたり、させられたりした。	あった（ ☐ 今もある ・ ☐ 今はない） ・ なかった
⑦ ノンコンやスマホ、ゲームなどで嫌な事を言われたりされたりした。	あった（ ☐ 今もある ・ ☐ 今はない） ・ なかった
⑧ この他に、「なんだなあ」「困ったなあ」と思ふようなことをされた。	あった（ ☐ 今もある ・ ☐ 今はない） ・ なかった

2 あなたのまわりで、嫌な事を言われたりされたりして困ったり悩んだりしている人はいませんか。 いる ・ いらない

ありがとうございました。困ったことや悩んでいることがあったら、先生にいつでも相談してください。